

# 待機児童対策特別事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、待機児童対策特別事業における補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、待機児童対策特別事業実施要綱（平成24年6月22日制定。以下「実施要綱」という。）に基づく市町村の事業の実施に要する経費に充てるため、沖縄県が市町村に必要な経費を補助することにより、事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

## (補助の対象)

第3条 この補助金は、実施要綱に基づき市町村が実施する別表に掲げる事業を対象とする。ただし、別表第1欄の新すこやか保育事業の給食費については、令和3年4月1日以降は同表の第3欄に定める対象経費の実支出額が同表第2欄(2)に定める基準額以上となる場合に補助対象とする。

## (補助額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表の第1欄に掲げる種目ごとに、同表の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表第4欄の補助率を乗じて得た額とする。この場合において、別表第1欄の新すこやか保育事業の給食費の基準額については、次の各号により算出する。

- (1) 同表の第3欄に定める対象経費の実支出額が同表第2欄(1)に定める基準額未満である場合、同表の第3欄に定める対象経費の実支出額。
  - (2) 同表の第3欄に定める対象経費の実支出額が同表第2欄(1)に定める基準額から同様第2欄(2)に定める基準額未満までの間の額である場合、同表第2欄(1)に定める基準額。
  - (3) 同表の第3欄に定める対象経費の実支出額が同表第2欄(2)に定める基準額から同表第2欄(3)に定める基準額未満までの間の額である場合、同表の第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に64%を乗じた額。
  - (4) 同表の第3欄に定める対象経費の実支出額が同表第2欄(3)に定める基準額以上の額となる場合、同表第2欄(3)に64%を乗じた額。
- 2 前項において、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付限度額)

第5条 知事は、予算の範囲内において、市町村に対して、補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、別表の第1欄に掲げる種目毎に、第1号様式の交付申請書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助の条件)

第8条 知事は、補助金の交付決定をする場合において次の条件を付すものとする。

- (1) 事業内容を変更、中止又は廃止する場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- ア 別表第1欄に掲げる種目相互間の経費配分の変更で、それぞれの経費の20パーセント以内の増減。
- イ 補助目的に変更をもたらすものではない事業細部の変更。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、任意の様式により速やかに事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(変更交付申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた市町村は、補助金交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める手続きにより、知事が定める期日までに第2号様式の変更交付申請書を提出するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた市町村は、補助金の交付申請を取下げようとする

場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、第3号様式の交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた市町村は、事業の遂行及び経費の支出状況について知事から要求があった場合は、速やかに第4号様式による事業実施状況報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた市町村は、事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、第5号様式の実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければならない。ただし、第8条第1号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から15日以内に第5号様式の実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた市町村は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、規則第13条の規定により、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。ただし、知事は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付決定通知後、概算払いにより補助金を交付することができるものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第8条第1号の交付対象事業等の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業等以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

- 第15条 補助金の交付決定を受けた市町村は、第13条の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第6号様式の報告書により知事に速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 前項の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

- 第16条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金の額の確定通知を受領した日以後速やかに第7号様式を知事に提出しなければならない。
- 2 第13条ただし書きの規定により概算払いを受けようとする市町村は、補助金交付決定通知を受領した日以後速やかに第7号様式を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第17条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付決定を受けた市町村は、当該年度に取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の取得財産等があるときは、第12条に定める報告書に第8号様式の取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第19条 補助金の交付決定を受けた市町村は、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助対象事業等を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(事業対象者に対して付すべき条件)

第20条 補助金の交付決定を受けた市町村は、事業対象者に対して補助金の交付の決定をする場合には、第7条から第15条及び第17条から前条までの規定と同一趣旨の条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年6月22日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日より施行し、平成25年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月4日より施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日より施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月11日より施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日より施行し、令和2度実施事業から適用する。

## 別表

第1欄 種目	第2欄 基準額	第3欄 対象経費	第4欄 補助率		
			県	市町村	事業者
<b>新すこやか保育事業</b>					
児童の健康診断費の助成	次により算定された額 1 内科健診 児童1人当たり 1,000円 × 実施回数 ① 年2回の実施とする。 ② 蛭虫検査、尿検査も補助対象とする。 2 歯科健診 児童1人当たり 750円 (年1回)	入所児童の健康診断費	9/10	1/10	—
給食費	(1) 次の1及び2により算定された額の合計 1 0歳児:各月初日在籍児童1人当たり 31円 × 実施日数 × 実施月数 ただし、月24日 以内とする。 2 1歳児以上:各月初日在籍児童1人当 99円 × 実施日数 × 実施月数 ただし、月24日 以内とする。	入所児童の給食費 ただし、認可化移行支援 事業による運営費の支援 を受けている児童は除く			
	(2) 次の1及び2により算定された額の合計 1 0歳児:各月初日在籍児童1人当たり 50円 × 実施日数 × 実施月数 ただし、月24日 以内とする。 2 1歳児以上:各月初日在籍児童1人当 156円 × 実施日数 × 実施月数 ただし、月24日 以内とする。				
	(3) 次の1及び2により算定された額の合計 1 0歳児:各月初日在籍児童1人当たり 87円 × 実施日数 × 実施月数 ただし、月24日 以内とする。 2 1歳児以上:各月初日在籍児童1人当 231円 × 実施日数 × 実施月数 ただし、月24日 以内とする。				
調理員の検便費の助成	調理員1人当たり 1,500円 × 実施回数	調理員の検便費			
保育施設賠償責任保険料の助成	児童1人当たり 300円 (1回)	入所児童の保育施設賠償責任保険料			
<b>認可外保育施設研修事業</b>					
保育用具等の購入費及び施設修繕費の助成	1施設当たり 130,000円。ただし、安全確保に必要な経費を含む場合は、300,000円を上限とする。	保育材料等環境整備(修繕を含む)に要する経費	9/10	0.5/10	0.5/10
<b>指導監督基準達成・継続支援事業</b>					
施設改修費の助成	1施設当たり 3,000,000円	指導監督基準に基づく適正な保育環境を確保するために必要な施設改修に要する経費	9/10	0.5/10	0.5/10

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄																											
種目	基準額	対象経費	補助率																											
			県	市町村	事業者																									
<b>認可化移行支援事業</b>																														
運営費の助成	<p>次の1及び2により算定された額の合計額</p> <p>1 保育が必要な児童1人につき、次の単価により算定した額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="483 371 975 499"> <thead> <tr> <th>補助単価</th> <th>全て有資格者</th> <th>8割以上</th> <th>6割以上</th> <th>1/3以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4歳児以上</td> <td>21,900</td> <td>21,020</td> <td>20,580</td> <td>19,490</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>26,930</td> <td>25,850</td> <td>25,310</td> <td>23,960</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>57,830</td> <td>55,510</td> <td>54,360</td> <td>51,460</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>102,320</td> <td>98,220</td> <td>96,180</td> <td>91,060</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 月途中の入園又は退園があった場合には、次の算式により算定した額。1の単価×在籍日数/25日</p>	補助単価	全て有資格者	8割以上	6割以上	1/3以上	4歳児以上	21,900	21,020	20,580	19,490	3歳児	26,930	25,850	25,310	23,960	1・2歳児	57,830	55,510	54,360	51,460	0歳児	102,320	98,220	96,180	91,060	認可保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業に移行するまでの認可外保育施設の運営に要する経費	9/10	1/10	—
補助単価	全て有資格者	8割以上	6割以上	1/3以上																										
4歳児以上	21,900	21,020	20,580	19,490																										
3歳児	26,930	25,850	25,310	23,960																										
1・2歳児	57,830	55,510	54,360	51,460																										
0歳児	102,320	98,220	96,180	91,060																										
<b>施設改善費の助成</b>																														
認可保育所又は幼保連携型認定こども園	<p>次の1及び2により算定された額の合計額</p> <p>1 1施設当たり 50,000,000円</p> <p>2 保育所等開設準備費 事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額×開設保育所等定員数(保育が必要な児童の定員数のみ)</p>	認可保育所又は幼保連携型認定こども園に移行するために必要な施設改善に要する経費																												
小規模保育事業	<p>1施設当たり 27,000,000円 (開設準備に必要な経費を含む)</p>	小規模保育事業に移行するために必要な施設改善に要する経費																												
<b>保育士特別配置等支援事業</b>																														
0歳児担当加配保育士の雇用に係る経費の助成	<p>本事業を実施する認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業において、0歳児の児童を受け入れた場合 雇用した保育士1人当たり 176千円×加配月数</p> <p>※ 加配月数は6月を限度とする。</p>	0歳児担当加配保育士の雇用に係る経費	9/10	1/10	—																									